

○忠岡町公民館条例施行規則（改正案）

昭和60年 3 月13日教育委員会規則第 1 号

改正

平成 3 年11月30日教委規則第 2 号

平成12年 8 月 8 日教委規則第 4 号

平成18年12月28日教委規則第 4 号

平成22年12月14日教委規則第 3 号

忠岡町公民館条例施行規則

（目的）

第 1 条 この規則は、忠岡町公民館条例（昭和60年忠岡町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第 2 条 公民館は、条例第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）講座等を開設すること。

（2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。

（3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用に関すること。

（4）体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。

（5）各種の団体等の連絡に関すること。

（6）町民の集会その他の公共的利用に供すること。

（7）前各号に掲げるもののほか、公民館等の設置の目的を達成するため教育委員会が必要と認める事業

る事業

（休館日）

第 3 条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合はこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1）月曜日及び火曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日も休館とする。

（3）12月29日から翌年 1 月 3 日まで

（開館時間）

第 4 条 公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日は午前10時から

午後6時までとする。

(使用許可申請)

第5条 公民館を使用しようとする者は、使用3日前までに、使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。その内容を変更するときも、また同様とする。

2 前項の場合において、使用日の2か月前の初日(但し、その日が休館日に当たる場合は翌とする。)から受け付けすることができる。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第6条 教育委員会は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、管理上特に必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用の期間)

第7条 使用者が公民館を使用できる時間は、第3条の規定による開館時間内とし、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及びその片付けに要する時間を含めたものとする。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、許可書に記載された使用料を、使用する当日の使用開始時間までに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定により公民館の使用料の減免を受けようとする者は第4条の使用許可申請のうち、減免申請欄に記入のうえ、教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による使用料を減免する場合は、別に定める。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の減免の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により使用料の減免の承認を受けたとき

(2) 教育委員会が使用料の減免を不適當としたとき

~~(1) 法第10条に規定する社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を行うために使用するとき。~~

~~(2) 本町が使用するとき。~~

~~(3) 町内の各官公署、学校園並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する事業を行う団体が使用するとき。~~

~~(4) その他教育委員会が減免することを適当と認めたとき。~~

~~2 前項に規定する減免を受けようとする場合は、第4条の使用許可申請のうち、減免申請欄に記入のうえ、教育委員会に提出しなければならない。~~

(特別の設備)

第10条 使用者は、教育委員会の許可を得て、特別の設備をすることができる。

2 前項の許可は、第4条の使用許可申請と同時に行わなければならない。

3 使用者は、第1項による設備をしたときは、使用後直ちにこれを原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代ってこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、使用期間中、その使用にかかる施設及び附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(き損届又は滅失届)

第12条 使用者及び入館者が、公民館の施設及び附属設備その他器具備品等をき損又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他器具備品等を公民館外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外の施設及び附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、若しくは危険性の伴う物品を公民館内に持ち込まないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) **館長その他の職員**係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上支障のある行為をしないこと。

(入館の制限)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、館長は入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月30日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年8月8日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月14日教委規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。